



顧客コード 178542
証券貸付番号 425239

店長	代理	取扱

金銭消費貸借証書

観音寺市観音寺町甲3377番地の3

観音寺信用金庫 御中

平成 16 年 8 月 29 日

住 所	香川県三豊郡高瀬町大字下藤間2373番地 高瀬町土地開発公社	
債務者	理事長 白井 侶章	
住 所	香川県三豊郡高瀬町大字下藤間2373番地	
連帯保証人	高瀬町長 前川和昭	
住 所		
連帯保証人		
住 所		
連帯保証人		
住 所		
連帯保証人		

借入金 金 五千七百七拾五万二千八百拾大円也

第 1 条 (借入要項)

債務者は、別に差入れた信用金庫取引約定書の各条項のほか、この約定を承認のうえ、貴金庫から次の要項により前記金銭を借り入れ、確かに受領しました。

- 使 途 土地未払資金 払
- 弁済期限 平成 16 年 2 月 2 / 日
- 弁済方法 一括返済
- 利 息 年 0.75 パーセントの割合 (年365日の日割計算)
ただし、貴金庫は金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、この割合を一般に行なわれる程度のものに変更することができます。
- 利息支払期 平成 16 年 2 月 2 / 日に既経過分を一括支払いいたします。

- 損害金 この約定による債務を履行しなかった場合には、支払わなければならない金額に対し年18.25パーセントの割合 (年365日の日割計算) の損害金を支払います。

第 2 条 (保証)

- 保証人は、債務者がこの約定によって負担するいっさいの債務について、債務者と連帯して保証債務を負い、その履行については、債務者が別に差入れた信用金庫取引約定書の各条項のほか、この約定に従います。
- 保証人は、債務者の貴金庫に対する預金、定期預金、その他の債権をもって相殺はしません。
- 保証人は、貴金庫がその都合によって担保もしくは他の保証を変更、解除しても免責を主張しません。
- 保証人が、保証債務を履行した場合、代位によって貴金庫から取得した権利は、債務者と貴金庫との取引継続中は、貴金庫の同意がなければこれを行使しません。もし、貴金庫の請求があれば、その権利またはその順位を貴金庫に無償で譲渡します。
- 保証人が債務者と貴金庫との取引について、ほかに保証をしている場合には、その保証はこの保証契約によって変更されないものとし、またほかに限度額の定めのある保証をしている場合には、その保証限度額にこの保証の額を加えるものとします。なお、保証人が債務者と貴金庫との取引について将来ほかに保証をした場合にも同様とします。

第 3 条 (公正証書作成義務)

債務者および保証人は、貴金庫の請求があるときは直ちにこの約定による債務の承認ならびに強制執行の認諾がある公正証書を作成するため必要な手続をします。このために要した費用は債務者および保証人が連帯して負担します。

第 4 条 (口座振替)

- 第 1 条第 5 号の利息支払方法に従い、下記預金口座 (以下指定口座という) から当座勘定規定、普通預金規定に基づく小切手の振出、普通預金通帳の提出ならびに普通預金払戻請求書の発行等債務者のなすべき手続を行うことなく、貴金庫において任意の方法により約定履行日に利息額を引落しのうえ、支払に充当して下さい。なお引落しに際しては、事前、事後ともなんらの通知、連絡は要しません。

普通預金	口座番号	0579621
当座		

- 約定履行日に前項の指定口座の残高が利息額に不足する場合は、直ちに不足額を預け入れますから、預け入れ後いつでも貴金庫において前項に準じて処理して下さい。
- 指定口座より引落す際、他にも支払呈示された小切手、手形その他指定口座より支払いをなすべきものがあるときは、その支払いと前項による引落しのいずれを先にされてもさしつかえありません。
- 住所、名称、商号、代表者、印章等届出事項に変更があったとき、もしくは指定口座の変更または指定口座からの振替を解除する場合は、直ちに書面により貴金庫に届出します。
- 貴金庫が本条に基づいて取扱いをしたことにより、万一事故、損害等が生じた場合でも債務者がいっさいの責任を負い、貴金庫にはご迷惑をかけません。